



倫理法人会の規程集

一般社団法人 倫理研究所 法人局

令和7年9月1日改訂

目 次

倫理法人会規程.....	2
倫理法人会の役職者規程.....	8
法人スーパーバイザーと法人アドバイザー・ 法人局顧問（名誉職を含む）の規程.....	18
法人レクチャラーの規程.....	24

倫理法人会規程

目 次

総 則	4
目 的	4
活 動	4
会 員	4
組 織	5
役 職	6
運 営	7
補 則	7
附 則	7

倫理法人会規程

(総 則)

- 第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下「当所」と称す）の定款にもとづき、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織・運営などに関する事項を定める。
- 第 2 条 本規程の改廃は、当所理事会の議決による。

(目 的)

- 第 3 条 実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拓き、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とする。

(活 動)

- 第 4 条 前条の目的を達成するため、以下の活動を行なう。
1. 倫理経営の普及
 2. 倫理経営にもとづいた各種セミナー、講演会などの開催
 3. 富士高原研修所での各種セミナーの受講推進
 4. その他目的を達成するために必要な活動

(会 員)

- 第 5 条 構成員は次に定めるものとする。
- (1) 当所正会員で本会に登録した者
 - (2) 当所一般会員で本会に登録した者
 2. 目的・活動に賛同し、申込書と会費を添えて提出し、理事会の承認を得たものとする。
 3. 入会希望者が次の(1)～(5)に該当する場合は、入会を拒絶する。
 - (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合
 - (2) 入会申込者の事業が法令又は公序良俗や社会規範に著しく反する場合、又は反する虞があると認められる場合
 - (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者である場合
 - (4) その他、本会が入会を適当でないと判断した場合
 - (5) 入会申込者がかつて本会を除名された者であった場合
- 第 6 条 会費は次のとおりとする。月額 1 口 1 万円（何口でも可）。
- 第 7 条 既納の会費は、いかなる理由があっても、これを返還しない。
- 第 8 条 会員は次の場合、退会とする。
1. 会員からの申し出による時
 2. 会員である法人が解散したとき
 3. 除名されたとき

4. 第6条に定める会費の納入を3ヵ月以上履行せず、一定期日を定めて納入すべき旨の催告を受けたにもかかわらず、その期日までに滞納会費を納入しない会員は、その期日の翌日から会員である資格を失い、退会したものとみなす。
5. 第5条3項に定める事項に該当することが判明したとき

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の議決によって、理事長がこれを除名することができる。

1. 定款その他の規則に違反したとき
2. 当所や本会の名誉を傷つけ、または目的に違反する行為をしたとき
3. その他除名すべき正当な事由があるとき

第 10 条 会員間の金銭の貸借および商取引などのトラブル、民事事件や刑事事件などについては、当所および本会は一切責任を負わないものとする。

(組 織)

第 11 条 都道府県ごとに組織し、名称は都道府県名を冠した倫理法人会とし、理事長の認可を要する。

1. 会長以下必要な役職者（規程第14条）を置く。
2. 都道府県倫理法人会の会長が当該倫理法人会を代表する、正会員となる。
3. 都道府県に下部組織として（原則として行政区毎に）複数の倫理法人会を置くことができ、当該地域名を冠した倫理法人会を単位倫理法人会と総称する。
4. 1千社を越える都道府県は地区を組織できる。地区は、原則として5単位倫理法人会をもって組織するが、地域事情を考慮して3単位倫理法人会でも可とする。

第 12 条 下部組織である単位倫理法人会には正倫理法人会および、準倫理法人会があり、設置の基準は次のとおりとし、理事長の認可を要する。

1. 正倫理法人会の設立は100社以上とする。
2. 準倫理法人会の開設は 50社以上とする。ただし、開設後2年以内に正倫理法人会として設立するものとする。
3. 会長以下必要な役職者（規程第15条）を置く。

第 13 条 前条の認可基準に満たない場合など、既設単位倫理法人会の存続が危ぶまれる場合は、当所内において、過去の経緯および現状を考慮して慎重に審査し、都道府県倫理法人会と協議の上、適否を決定し、担当常任理事の許可のもとで、以下の処置を行なう。

1. 正倫理法人会の場合
準倫理法人会への降格、または統合、あるいは廃止とする。
2. 準倫理法人会の場合
統合、あるいは廃止とする。
3. 解散処置
「倫理法人会憲章」の精神に背き、当所の方針に反した運営あるいは活動を行ない、倫理運動に不利益を与えた場合は、解散の処置をとる。

(役 職)

- 第 14 条 都道府県倫理法人会には、以下の役職者を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 5百社未満の場合は1名、1千社未満の場合は2名以内、1千社以上は3名以内を必要に応じて置くことができる。
 3. 幹事長 1名
 4. 副幹事長 原則1名とし、1千社以上は3名以内、3千社以上は5名以内を必要に応じて置くことができる。
 5. 事務長 1名
 6. 副事務長 原則1名とし、3千社以上は2名以内を必要に応じて置くことができる。
 7. 監査 1～2名
 8. 地区長 各地区1名
 9. 副地区長 各地区1名に限り置くことができる。
 10. 各委員長 1名
 11. 各副委員長 1名に限り置くことができる。
 12. 相談役 必要に応じて元会長より複数名置くことができる。
 13. 顧問 必要に応じて3名以内置くことができる。
- 第 15 条 単位倫理法人会には、以下の役職者を置く。
1. 会長 1名
 2. 副会長 2名以内
 3. 専任幹事 1名
 4. 副専任幹事 1名に限り置くことができる。
 5. 事務長 1名
 6. 副事務長 1名に限り置くことができる。
 7. 監査 1～2名
 8. 幹事 10名以上を原則とする。
 9. 相談役 必要に応じて元会長より3名以内置くことができる。
 10. 顧問 3名以内置くことができる。所属の重複を妨げない。
- 第 16 条 任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。
- 第 17 条 原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
- 第 18 条 家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。
- 第 19 条 以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。
1. 当所の名誉を傷つけた場合
 2. 運営・活動を妨げた場合

(運 営)

- 第 20 条 担当研究員の指導のもとに運営を推進する。
- 第 21 条 必要に応じて、役員会、企画会、委員会などの会議を開催する。
- 第 22 条 活動資金は、助成金、活動による果実、寄付金などによってまかなう。
- 第 23 条 年度終了後速やかに会員に対して事業報告、会計報告を行なう。
- 第 24 条 出張旅費および慶弔などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

(補 則)

- 第 25 条 諸活動などでの、特定の商品の意図的宣伝などを含む一切の商取引を禁じる。また、会員のネットワークを通じての物品販売などの商行為、宗教・政治活動の勧誘および普及活動の妨げとなる活動も同様とする。
- 第 26 条 公職選挙に立候補する場合は下記の点に留意する。
1. 役職者で選挙に立候補する者は、公職選挙の公示日より投票日まで辞令を発行者預かりとする。
 2. 当所の組織を通して特定の候補者の選挙応援をしてはならない。ただし、個人的に応援することは差し支えない。
 3. 立候補者は「経営者モーニングセミナー」や各種セミナー・講演会など当所の諸会合において、選挙運動をしてはならない。

附 則

(改 廃)

- 1 本規程の改廃は、理事会の議決によって行なう。

(実施日)

- 2 本規程は、令和 7年9月1日より実施する。

(廃 止)

- 3 本規程の実施と同時に、これと異なる規程はすべて廃止する。

[沿 革]

- 制 定 平成25年 9月 2日
- 改 正 平成28年11月22日 一部改訂
- 令和 3年 3月27日 一部改訂
- 令和 5年 6月28日 一部改訂
- 令和 7年 5月27日 一部改訂

倫理法人会の役職者規程

目 次

総 則	10
定 義	10
立場と職務	10
規程の遵守	10
任 期	10
退 任	10
解 任	10
兼務の禁止	10
推薦並びに新任追加	11
旅費・慶弔	11
都道府県倫理法人会役職者	11
単位倫理法人会役職者	15
附 則	17

倫理法人会の役職者規程

(総 則)

第 1 条 本規程は、倫理法人会規程にもとづき、倫理法人会（以下、本会と称す）役職者の就任・退任・職務に関する基本事項について定める。

(定 義)

第 2 条 本会役職者とは、倫理研究所（以下、当所と称す）理事長より辞令（顧問は委嘱状）を受けた都道府県・単位倫理法人会の役職者をいう。

(立場と職務)

第 3 条 都道府県倫理法人会の役職者の構成は倫理法人会規程第14条の定めによるものとし、その立場と職務については、本規程第13条に定めて運用する。

第 4 条 単位倫理法人会の役職者の構成は倫理法人会規程第15条の定めによるものとし、その立場と職務については、本規程第14条に定めて運用する。

(規程の遵守)

第 5 条 倫理法人会規程並びに本規程が定める規範を遵守し、誠実に職務に精励し、倫理法人会の健全な発展に努める。

(任 期)

第 6 条 任期は1年とし、留任は妨げない。ただし、会長が留任する場合は原則として3年を限度とする。
(倫理法人会規程第16条)

(退 任)

第 7 条 次の各号に該当する場合は、退任とする。

1. 任期满了
2. 死亡
3. 辞任
4. 解任
5. 退会等による資格喪失
6. その他任期中、特別の事情が生じた場合

(解 任)

第 8 条 以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。

1. 当所の名誉を傷つけた場合
2. 運営・活動を妨げた場合

(倫理法人会規程第19条)

(兼務の禁止)

第 9 条 原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。
(倫理法人会規程第17条)

第 10 条 家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。

(倫理法人会規程第18条)

(推薦並びに新任追加)

第 11 条 役職者の推薦並びに年度途中での新任追加は、以下の要件を満たすことを要す。
但し新設の倫理法人会の場合は除く。

1. 原則として入会1年以上。
2. 経営者モーニングセミナーに出席している。
3. 会費を滞納していない。

(旅費・慶弔)

第 12 条 出張旅費および慶弔などに関する費用は、各会が実情に応じて「内規」などを定めて処理することとする。

(倫理法人会規程第24条)

(都道府県倫理法人会役職者)

第 13 条 都道府県倫理法人会役職者の立場・職務を以下のように定める。

[会 長]

1. 会長の立場

当所の方針に則り、担当研究員の指導のもと、都道府県倫理法人会活動を推進する最高責任者である。

2. 会長の職務

年度活動方針に則り、下記のことを行なう。

- (1) 活動方針の提示
- (2) 普及目標の設定と達成
- (3) 役職者・法人レクチャラーの推薦
副会長・正副幹事長・正副事務長・監査・正副地区長・各委員会正副委員長・相談役・顧問・単位倫理法人会会長・法人レクチャラーの推薦
- (4) 役職の委嘱
単位倫理法人会委員など、必要に応じて担当研究員に相談し、都道府県会長より辞令を発行することができる。
- (5) 役職者教育の計画
- (6) 地区並びに単位倫理法人会の掌握と運営指導
- (7) その他当該倫理法人会活動に必要な事項

[副会長]

1. 副会長の立場

会長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

2. 副会長の職務

- (1) 会長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
- (2) 会長不在の時は、その職務を代行する。

[幹事長]

1. 幹事長の立場

会長の指示のもと、当該倫理法人会の地区長もしくは単位倫理法人会会長・各委員会委員長を掌握する。また、当該倫理法人会活動の方針を具現化すると共に普及目標達成の推進者である。

2. 幹事長の職務

会長の提示した活動方針にもとづき、下記のことを行なう。

(1) 管理・運営

(ア) 役員会等会議の開催

(イ) 地区長もしくは単位倫理法人会会長の掌握・指導

(ウ) 各委員会委員長の掌握・指導

(エ) 「地区活動報告書」「単位倫理法人会活動報告書」の集約・提出

(オ) その他当該倫理法人会の管理・運営に必要な事項

(2) 普及の推進

(ア) 年度普及計画の立案

(イ) 年度普及計画の推進と達成

地区長、単位倫理法人会会長へ具体的に指示し、計画的に普及を進め、年度普及目標を達成する。

(ウ) 分封の推進

地区長、単位倫理法人会会長へ具体的に指示し、分封（開設・設立）を計画通りに遂行する。

(エ) 未普及地域に対する開発の促進

(3) 教育の推進

(ア) 役職者教育（地区長研修、会長研修、その他）の立案

(イ) 各種セミナーの立案

[副幹事長]

1. 副幹事長の立場

幹事長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

2. 副幹事長の職務

(1) 幹事長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

(2) 幹事長不在の時は、その職務を代行する。

[事務長]

1. 事務長の立場

会長の指示のもと、当該倫理法人会の事務を統括する責任者である。

2. 事務長の職務

当該倫理法人会の活動計画を円滑に推進するため、下記のことを行なう。

(1) 事務管理

(ア) 入退会・変更に関する業務

(イ) 会費納入に関する業務

(ウ) 現金・預金の出納に関する業務

(エ) 「都道府県倫理法人会収支計算書・貸借対照表」の作成および役員会に提出する業務

- (オ) 物品購入に関する業務
- (カ) その他事務処理に関する事項
- (2) 事務局の指導・監督
 - (ア) 都道府県倫理法人会事務局並びに単位倫理法人会事務局の指導・監督
 - (イ) 事務員の教育および朝礼・終礼の実施

[副事務長]

1. 副事務長の立場
事務長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。
2. 副事務長の職務
 - (1) 事務長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
 - (2) 事務長不在の時は、その職務を代行する。

[監 査]

1. 監査の立場
当該倫理法人会の会計監査の任にあたる。
2. 監査の職務
 - (1) 年3回以上（3ヵ月を超える間隔で）、現金預金の実査を行なう。（現金の帳簿残高と現金有高の一致を確認および預金の帳簿残高と預金通帳の残高の一致を確認）
 - (2) 年3回以上（3ヵ月を超える間隔で）、現金預金以外の流動資産および流動負債に残高がある場合、その残高内容の適正性を検証する。
 - (3) 年3回以上（3ヵ月を超える間隔で）、総勘定元帳を元に、各収入および支出の内容が、適正かつ常識の範囲内であるかどうかを検証する。
 - (4) 上記の監査結果を、すみやかに役員会で報告する。
 - (5) 単位倫理法人会の監査に対して、監査内容・実施回数等についての指導を行なう。

[地区長]

1. 地区長の立場
幹事長の指示のもと、地区内単位倫理法人会を統括する責任者である。
2. 地区長の職務
当該倫理法人会の年度活動方針にもとづき、下記のことを行なう。
 - (1) 管理・運営
 - (ア) 地区役員会の開催
 - (イ) 単位倫理法人会会長の掌握・指導
 - (ウ) 「地区活動報告書」の集約・提出
 - (エ) その他地区の管理・運営に必要な事項
 - (2) 普及の促進
 - (ア) 年度普及計画の推進と達成
単位倫理法人会会長に具体的に指示し、計画的に普及を進め地区普及目標を達成する。
 - (イ) 分封の推進
単位倫理法人会会長に具体的に指示し、分封（開設・設立）を計画通りに遂行する。
 - (ウ) 未普及地域に対する開発の促進

(3) 人材育成

普及活動をはじめ各種活動における人材育成

[副地区長]

1. 副地区長の立場

地区長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

2. 副地区長の職務

(1) 地区長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

(2) 地区長不在の時は、その職務を代行する。

[各委員会委員長]

1. 当該年度『倫理法人会活動方針書』に定める委員会の事項にもとづき設置する。

2. 委員長の立場

幹事長の指示のもと、委員会として、各単位倫理法人会の委員（幹事）等を組織する中心者。

3. 委員長の職務

委員会の年間活動計画を具体的にして、本会の拡大充実が予定通り進行するよう、単位倫理法人会の会長・専任幹事・委員（幹事）と協力してセミナー等を開催する。

[各委員会副委員長]

1. 副委員長の立場

委員長を補佐し、当該委員会活動を積極的に推進する。

2. 副委員長の職務

(1) 委員長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

(2) 委員長不在の時は、その職務を代行する。

[相談役]

1. 相談役の立場

会長経験者としての体験を生かし、当該倫理法人会の運営・活動全般を補完する。

2. 相談役の職務

(1) 当該倫理法人会の活動方針をよく理解し、諸活動に積極的に協力する。

(2) 会長他役職者からの相談には適切な助言を行なう。

[顧問]

必要に応じ、当該地域の首長や議会議員等の公職者、商工会議所正副会頭等の公職に準ずる方に依頼する。

(単位倫理法人会役職者)

第 14 条 単位倫理法人会役職者の立場・職務を以下のように定める。

[会 長]

1. 会長の立場

都道府県倫理法人会の活動方針に則り、幹事長（地区長）の指導のもと、単位倫理法人会活動を推進する最高責任者である。

2. 会長の職務

都道府県倫理法人会の年度活動方針を受け、下記のことを行なう。

(1) 活動方針の提示

(2) 普及目標の設定と達成

(3) 役職者の推薦

副会長・正副専任幹事・正副事務長・監査・幹事（各委員会委員）・相談役・顧問などの推薦

(4) 役職者教育の計画

(5) その他当該倫理法人会活動に必要な事項

[副会長]

1. 副会長の立場

会長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

2. 副会長の職務

(1) 会長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。

(2) 会長不在の時は、その職務を代行する。

[専任幹事]

1. 専任幹事の立場

会長の指示のもと、当該倫理法人会の活動方針を具現化する中心者である。

2. 専任幹事の職務

会長の提示した活動方針にもとづき、下記のことを行なう。

(1) 管理・運営

(ア) 役員会の開催

(イ) 「単位倫理法人会活動報告書」の集約・提出

(ウ) その他当該倫理法人会の管理・運営に必要な事項

(2) 普及の促進

(ア) 年度普及計画の立案・推進・達成

(イ) 分封に向けての立案・推進

(ウ) 未普及地域に対する開発の促進

(3) 教育の推進

役職者教育の立案と遂行

[副専任幹事]

1. 副専任幹事の立場

専任幹事を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

2. 副専任幹事の職務

- (1) 専任幹事の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
- (2) 専任幹事不在の時は、その職務を代行する。

[事務長]

1. 事務長の立場

会長の指示のもと、当該倫理法人会の事務を統括する責任者である。

2. 事務長の職務

当該倫理法人会の活動計画を円滑に推進するため、下記のことを行なう。

(1) 事務管理

- (ア) 入退会・変更に関する業務
- (イ) 会費納入に関する業務
- (ウ) 現金・預金の出納に関する業務
- (エ) 「単位倫理法人会収支計算書・貸借対照表」の作成および役員会に提出する業務
- (オ) 物品購入に関する業務
- (カ) その他事務処理に関する事項

(2) 事務局の指導・監督

事務員の教育および朝礼・終礼の実施

[副事務長]

1. 副事務長の立場

事務長を補佐し、当該倫理法人会活動を積極的に推進する。

2. 副事務長の職務

- (1) 事務長の指示のもと、与えられた職務を遂行する。
- (2) 事務長不在の時は、その職務を代行する。

[監 査]

1. 監査の立場

当該倫理法人会の会計監査の任にあたる。

2. 監査の職務

- (1) 年3回以上（3ヵ月を超える間隔で）、現金預金の実査を行なう。（現金の帳簿残高と現金有高の一致を確認および預金の帳簿残高と預金通帳の残高の一致を確認）
- (2) 年3回以上（3ヵ月を超える間隔で）、現金預金以外の流動資産および流動負債に残高がある場合、その残高内容の適正性を検証する。
- (3) 年3回以上（3ヵ月を超える間隔で）、総勘定元帳を元に、各収入および支出の内容が、適正かつ常識の範囲内であるかどうかを検証する。
- (4) 上記の監査結果を、すみやかに役員会で報告する。

[幹 事]

1. 幹事の立場

単位倫理法人会の日常活動の推進者である。

2. 幹事の職務

専任幹事の指示のもと、幹事の役割を自覚し下記のことを行なう。

- (1) 専任幹事の指示を受け、普及拡大に努める。
- (2) 各種委員会委員の担当
- (3) 諸行事の円滑な推進のための協議・実施

[相談役]

1. 相談役の立場

会長経験者としての体験を生かし、当該倫理法人会の運営・活動全般を補完する。

2. 相談役の職務

- (1) 当該倫理法人会の活動方針をよく理解し、諸活動に積極的に協力する。
- (2) 会長他役職者からの相談には適切な助言を行なう。

[顧 問]

必要に応じ、当該地域の首長や議会議員等の公職者、商工会議所正副会頭等の公職に準ずる方に依頼する。

附 則

(改 廃)

- 1 本規程の改廃は、常任理事会の議決によって行なう。

(実施日)

- 2 本規程は、令和 7年9月1日より実施する。

(廃 止)

- 3 本規程の実施と同時に、これと異なる規程はすべて廃止する。

[沿 革]

制 定 平成25年 9月 2日

改 正 平成28年11月22日 一部改訂

令和 3年 3月27日 一部改訂

令和 5年 6月28日 一部改訂

法人スーパーバイザーと法人アドバイザー・ 法人局顧問（名誉職を含む）の規程

目 次

総 則	20
定 義	20
規程の遵守	20
任 期	20
退 任	20
解 任	20
兼務の禁止	21
推薦並びに新任追加	21
旅費・慶弔	21
立場と職務	21
附 則	23

法人スーパーバイザーと法人アドバイザー・法人局顧問 (名誉職を含む)の規程

(総 則)

第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下、当所と称す）の定款にもとづき、法人スーパーバイザー、法人アドバイザー・法人局顧問（名誉職を含む）の就任・退任・職務に関する基本事項について定める。

(定 義)

第 2 条 前条に示す役職者は、倫理研究所法人局の役職者として当所理事長の辞令を受け、本規程第11条に定める立場にあり、同条に示した職務を遂行する者をいう。

(規程の遵守)

第 3 条 本規程が定める規範を遵守し、誠実に職務に精励し、倫理法人会の健全な発展に努める。

(任 期)

第 4 条 法人スーパーバイザー、法人アドバイザーの任期は1年とし、留任は妨げない。名誉法人アドバイザー、法人局顧問、法人局名誉顧問の任期は特に設けないが、当人またはご家族の申し出により退任することが出来る。

(退 任)

第 5 条 次の各号に該当する場合は、退任とする。

1. 任期満了
2. 死亡
3. 辞任
4. 解任
5. 退会等による資格喪失
6. その他任期中、特別の事情が生じた場合

(解 任)

第 6 条 以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。

1. 当所の名誉を傷つけた場合
2. 運営・活動を妨げた場合

(倫理法人会規程第19条)

(兼務の禁止)

第 7 条 原則として一人一役とし、他の役職との兼務はできない。但し、法人局顧問、法人局名誉顧問、法人スーパーバイザー、法人アドバイザー、名誉法人アドバイザーの相談役と後継者倫理塾委員会委員長または倫理経営塾委員会委員長のいずれかの一役職兼務に限り認める。

第 8 条 家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。(倫理法人会規程第18条)

(推薦並びに新任追加)

第 9 条 推薦並びに新任追加は、以下の要件を満たすことを要す。

1. 倫理経営インストラクターの資格を有している。
2. 経営者モーニングセミナーに出席している。
3. 会費を滞納していない。
4. 担当研究員の強い推薦がある。
5. 各々の役職の立場を理解し、職務を遂行する能力を有する。
6. 認定委員会での協議、推薦を経て常任理事会の認定を受ける。

(旅費・慶弔)

第 10 条 出張旅費および慶弔などに関する費用は、当所の規程によることとする。

(立場と職務)

第 11 条 立場・職務を以下のように定める。

[法人スーパーバイザー]

1. 法人スーパーバイザーの立場

当所の方針に則り、当会担当部局の指示のもと、会員の育成・普及拡大のため、その指導・教育に当たる。任期は1年とし留任は妨げない。ただし、満70歳を迎えた年度をもって退任とする。

2. 法人スーパーバイザーの職務

当会担当部局の年度活動方針を受け、下記のことを行なう。

(1) 研修・講話・講演

倫理経営基礎講座等の研修・経営者モーニングセミナー・講演会等の講師の任に当たる。

(2) 指導・支援

担当研究員の指示により、都道府県および単位倫理法人会の普及活動に対する指導・支援の任に当たる。

(3) 倫理指導

出張先および地元での会員の要望に応じて積極的な倫理指導の任に当たる。

(4) その他

3. 法人スーパーバイザーは当所の重要事項に関与できる者として、正会員となる。

[法人アドバイザー]

1. 法人アドバイザーの立場

原則として、法人スーパーバイザーの経験者で、当所の方針に則り、当会担当部局の指示のもと、会員の育成・普及拡大のため、その指導・教育に当たる。任期は1年とし留任は妨げない。ただし、満80歳を迎えた年度をもって退任とする。

2. 法人アドバイザーの職務

(1) 研修・講話・講演

倫理経営基礎講座等の研修・経営者モーニングセミナー・講演会等の講師の任に当たる。

(2) 指導・支援

担当研究員の指示により、都道府県および単位倫理法人会の普及活動に対する指導・支援の任に当たる。

(3) 倫理指導

出張先および地元での会員の要望に応じて積極的な倫理指導の任に当たる。

(4) その他

[名誉法人アドバイザー]

1. 名誉法人アドバイザーの立場

法人アドバイザーの経験者で80歳以上の者が就任できる。立場は法人アドバイザーに準ずる。

2. 名誉法人アドバイザーの職務

法人アドバイザーの職務に準ずるが、職務の遂行は自由とする。

[法人局顧問]

1. 法人局顧問の立場

当所の理事または監事経験者の中より、法人局顧問を委嘱する。当所の方針に則り、当会担当部局の指示のもと、会員の育成・普及拡大のため、その指導・教育に当たる。

2. 法人局顧問の職務

(1) 都道府県および単位倫理法人会の普及活動に対する指導・支援の任に当たる。

(2) 研修・講話・講演

倫理経営基礎講座等の研修・経営者モーニングセミナー・講演会等の講師の任に当たる。

(3) 倫理指導

出張先および地元での会員の要望に応じて積極的な倫理指導の任に当たる。

(4) その他

[法人局名誉顧問]

1. 法人局名誉顧問の立場

法人局顧問の経験者で80歳以上の者が就任できる。立場は法人局顧問に準ずる。

2. 法人局名誉顧問の職務

法人局顧問の職務に準ずるが、職務の遂行は自由とする。

附 則

(改 廃)

- 1 本規程の改廃は、常任理事会の議決によって行なう。

(実施日)

- 2 本規程は、令和7年9月1日より実施する。

(廃 止)

- 3 本規程の実施と同時に、これと異なる規程はすべて廃止する。

[沿 革]

制 定 平成28年11月22日

改 正 令和 3年 3月27日 一部改訂

令和 5年 6月28日 一部改訂

令和 6年 8月30日 一部改訂

法人レクチャラーの規程

目 次

総 則	26
定 義	26
規程の遵守	26
任 期	26
退 任	26
解 任	26
兼務の禁止	26
推薦並びに新任追加	27
旅費・慶弔	27
立場と職務	27
附 則	27

法人レクチャラーの規程

(総 則)

第 1 条 本規程は、一般社団法人倫理研究所（以下、当所と称す）の定款にもとづき、法人レクチャラーの就任・退任・職務追加に関する基本事項について定める。

(定 義)

第 2 条 法人レクチャラーは、倫理法人会（以下「本会」と称す）の組織の役職者であり、当該役職に加えて、本規程第10条に定める立場にあり、同条に示した職務を遂行する者をいう。

(規程の遵守)

第 3 条 本規程が定める規範を遵守し、誠実に職務に精励し、倫理法人会の健全な発展に努める。

(任 期)

第 4 条 法人レクチャラーの任期は1年とし、留任は妨げない。

(退 任)

第 5 条 次の各号に該当する場合は、退任とする。

1. 任期満了
2. 死亡
3. 辞任
4. 解任
5. 退会等による資格喪失
6. その他任期中、特別の事情が生じた場合

(解 任)

第 6 条 以下の項目に該当した場合、役職を取り消す。

1. 当所の名誉を傷つけた場合
2. 運営・活動を妨げた場合

(倫理法人会規程第19条)

(兼務の禁止)

第 7 条 家庭倫理の会の全役職との兼務はできない。(倫理法人会規程第18条)

(推薦並びに新任追加)

第 8 条 推薦並びに新任追加は、以下の要件を満たすことを要す。なお、それ以外の推薦基準の詳細は別に定める。

1. 経営者モーニングセミナーに出席している。
2. 会費を滞納していない。
3. 都道府県会長と担当研究員の強い推薦がある。
4. 役職の立場を理解し、職務を遂行する能力を有する。
5. 入会后 3 年以上が経過し、単会幹事以上の本会役職者である。
6. 原則として推薦に際しては 69 歳を上限とする。

(旅費・慶弔)

第 9 条 出張旅費および慶弔などに関する費用は、当所の規程によることとする。

(立場と職務)

第 10 条 立場・職務を以下のように定める。

1. 法人レクチャラーの立場

当所の方針に則り、当会担当部局の指示のもと、会員の育成・普及拡大のため、自らの倫理経営の体験報告を行なう。

2. 法人レクチャラーの職務

当会担当部局の指示により、単位倫理法人会で開催する経営者の集い並びに倫理経営講演会における倫理経営の体験報告を行なう。

附 則

(改 廃)

- 1 本規程の改廃は、常任理事会の議決によって行なう。

(実施日)

- 2 本規程は、令和7年9月1日より実施する。

(廃 止)

- 3 本規程の実施と同時に、これと異なる規程はすべて廃止する。

[沿 革]

制 定 平成28年11月22日

改 正 令和 3年 3月27日 一部改訂

令和 5年 6月28日 一部改訂

令和 6年 8月30日 一部改訂

倫理法人会の規程集

令和 7 年 9 月 1 日改訂

編集者 一般社団法人倫理研究所法人局

発行所 一般社団法人倫理研究所

東京都千代田区紀尾井町4-5

倫理法人会名

氏 名
